



# 行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会  
 発行人 小島 俊明  
 編集人 山口 秀子  
 大津市京町三丁目4-22 (滋賀会館3階)  
 発行日 (月刊)  
 平成17年3月10日

## 日本行政書士会連合会 企画開発部会報告

会長職務代行者 小島 俊明

標題の部会が平成17年2月15日(火)・16日(水)の両日東京の行政書士会館で開催された。

日本行政書士会連合会(以下日行連という。)では「行政書士法第10条の2第2項の規定により、依頼者の選択及び行政書士の業務の利便に資するため、行政書士がその業務に関し受ける報酬の額について、統計を作成し、これを公表するよう努めなければならない」とあり、これを受け全国的な統計調査を本年1月に行った。この程その集計作業が完了したことから、ここに全国集計の結果を公表し、同じデータを日行連ホームページでも公表するに至った。

今回が3回目となるこの調査は、日行連報酬額統計調査規則\*に基づき2年に1度実施されるもので、平成17年1月1日現在の全国会員数38,136名(社員又は使用人である会員は除く)のうち入会后5年を経過した会員(28,242名)の中から単位会ごとに無作為抽出した20%の会員(5,662名)を対象に実施した。

調査対象者へは、1月7日頃より協力依頼通知と共に調査票を郵送した。調査項目は、①単位会名・②業務項目別の報酬額とした。②の175業務にももの報酬額については、調査票記載において平成16年1月から同年12月の間に実際に受領した1件当たりの金額(消費税込、立替金含まず)の記入を求めた。

回答方法は無記名・郵送とし、投函期限を1月21日とした。回収した回答について部会で業務項目別に精査し、桁ずれ(円単位で記入すべきところ千円単位で記入したと思われるもの等)や他の回答と明らかに前提条件が異なると思われるものなど若干の数を整理した。

今回の有効回答数は投函期限後の提出分についても可能な限り集計に含めた結果、調査票の数に対して2,086件で回答率は36.8%となり、前々回26.8%、前回31.6%を上回るものであった。

報酬額の集計は各業務項目別に有効回答者数と金額分布を示すとともに、「平均値」・「最小値」・「最大値」・「最頻値」を求めた。

なお、業務項目については、前回の89項目に対し、

175項目と約倍増した。これは回答する業務の前提条件をより明確化するとともに、より多くの業務項目や電子申請業務の報酬額の拾い出しを狙ったものであり、現下の行政書士業務の実態を反映した調査結果となっていると思われる。

### \* [参考]日行連報酬額統計調査規則 (統計調査結果の公表)

- 第5条 日行連は、調査票の集計後、速やかに全国の統計を作成し、「月刊日本行政」及び日行連が設置するインターネットホームページ等により公表するものとする。
- 2 単位会は、日行連の行った統計に関する単位会ごとの個別集計結果を、単位会の行う統計の作成として公表することができる。
- 3 単位会は、日行連の行った統計調査の集計調査及び単位会ごとの個別集計結果を利用し、独自の形式でこれを処理し、公表することができる。

以上、報酬額統計調査について主立った処を報告するが、これは「月刊日本行政」4月号において詳細に掲載されるものであり、若干の先取りとなったことをお断りする。

次に、来年度の事業計画・予算案等について協議したが、統計調査の在り方に関する調査研究・報酬マニュアルの検討及び作成、講師紹介制度の継続運営のための調査研究・制度運営マニュアル等の検討などの事業案を建て、それぞれに予算額の案を検討した。

なお、事業として特筆すべきは、行政書士制度の基盤となる「試験科目のありかた」について、科目の検討やその法定化についての具体的な取り組みができるよう、(まだまだその段階ではあるが)重要課題として計画設定すべく、部として理事会に要請(「在り方委員会」の設置)し、1年ほど時間を掛け日行連として総務省に法定化を働きかけなければならないことが確認された。